

市会議案第 9 号

重度障がい者医療費助成制度の国の制度化等を求める 意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市議会議員	山根 建人
---------	-------

同	玉井美樹子
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

重度障がい者医療費助成制度の国の制度化等を求める 意見書（案）

障がい者にとって、どこに居ても、生涯にわたり安心して医療を受け続けられるようにすることは、切実な願いとなっている。

現在の障がい者医療制度は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）が実施されているが、障がいの除去、軽減を目的としており、確実に効果が期待できる治療にしか適用されず、風邪等の感染症や歯科治療、事故によるけがなど、障がいの除去、軽減に直接寄与しない治療には適用されていない。

こうした国の制度を補い、自治体独自の財源によって実施されているのが重度障がい者医療費助成制度であり、障がい者の健康を守る上でなくてはならない制度として、全国の自治体で実施されているが、自治体独自の施策であるがゆえに、自己負担の有無や対象範囲などに大きな格差が生まれている。

さらに、同制度の中で、早期治療によって重症化を抑制し、医療費抑制に資する取組として、本人が窓口負担をしなくてよい現物給付を行っている自治体があるが、国は当該取組について、障がい者の受診を促し、医療費増大の原因になっているとして、実施自治体に対して国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、障がい者の命と健康を守るために、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 通院、入院ともに適用され、精神障がい者、難病患者を含む全ての障がい者を対象とする医療費無料の重度障がい者医療費助成制度を、国の制度として創設すること。
- 2 重度障がい者医療費助成制度を実施している自治体に対して、国民健康保険制度の国庫負担の減額措置を全廃すること。
- 3 重度障がい者医療費助成制度を国の制度として実施するまでの間、自治体の実施する同制度に対し、国が財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

吹 田 市 議 会